

岩手県告示第360号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定した。

令和元年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 名称 八幡平鳥獣保護区特別保護地区
- （2） 区域 八幡平鳥獣保護区のうち、国有林岩手北部森林管理署1、7、10、1492、1496、1552、1553、1554、1563、1564、1565、1566林班及び盛岡森林管理署693、784、792林班に係る十和田八幡平国立公園特別保護地区の区域（ただし、国有林岩手北部森林管理署1552林班い、ろ、は、に及びイ小班の区域を除く。）、国有林盛岡森林管理署1564林班に係る十和田八幡平国立公園第1種特別地域の区域並びに十和田八幡平国立公園特別保護地区に含まれる民有地の区域
- （3） 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 2（1） 名称 山田町船越大島鳥獣保護区特別保護地区
- （2） 区域 山田町船越大島鳥獣保護区の区域
- （3） 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
- （4） 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉部保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。